

# 和歌山県市町村振興協会基金貸付細則

令和2年度改訂版

公益財団法人 和歌山県市町村振興協会



# 公益財団法人和歌山県市町村振興協会基金積立運用規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人和歌山県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が設置する市町村振興宝くじの収益金等を原資とした基金の積立て並びに運用について、必要な事項を定めるものとする。

## (基金の積立)

**第2条** この法人は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ）に係る収益金等をもって和歌山県がこの法人へ交付する当該年度の交付金の額の百分の九十に相当する額及び市町村からの貸付償還元金を、基金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金の会計上の表示は基金積立資産（指定正味財産）とする。

## (基金の運用)

**第3条** 前条の基金の運用は、市町村に対する資金の貸付の方法によるもののほか、公益財団法人和歌山県市町村振興協会資金運用規程によるものとする。

## (貸付の種類)

**第4条** 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、地方債の同意等を受けた貸付対象事業に係る一会計年度を超える貸付をいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業（別表1に掲げる災害関連事業に限る。）に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

## (貸付対象事業)

**第5条** 基金の貸付対象事業は、次の各号に定める事業とし、別表1による。

(1) 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業等

(2) 市町村における整備を要する施設等整備事業

## (貸付条件等)

**第6条** この規程に定めるもののほか、基金を貸付ける場合の条件等は、別に基金貸付細則を設けこれらに係る必要事項を定める。

## (基金運用益の処理)

**第7条** 基金の運用から生ずる収益は、この法人の公益目的事業及び管理運営費に充

てるものとする。

- 2** 前項において、この法人の管理運営費（収益事業に按分される額を除く）に充てることができるのは、貸付利息と基金積立資産運用益を合算した額の百分の五十を超えない範囲で必要な額とする。

### **（基金の取崩）**

- 第8条** 基金は、定款第4条の目的を達成するため行う事業の財源に充てる場合に限り、その一部を取崩することができる。

### **（基金運用益の積立金）**

- 第9条** 基金の運用益を財源とした積立金の会計上の表示は基金積立資産（一般正味財産）とし、積立金から生じる運用益については、市町村振興支援事業に使用するものとする。

- 2** 前項の積立金は、市町村振興支援事業に使用する場合に限り、理事会の決議によりこれを取り崩すことができる。

### **（補則）**

- 第10条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

### **附 則**

この規程は、公益財団法人和歌山県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

### **附 則**

この規程は、平成30年3月26日から施行する。

## 別表 1 (第 4 条関係)

### 基金貸付対象事業

#### 第 5 条第 1 号に掲げる事業

- (1) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象に伴う災害に関する事業。
- (2) 大規模な火事または爆発等に伴う災害に関連する事業。

#### 第 5 条第 2 号に掲げる事業

- (1) 歴史上または学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業。
- (2) 集会施設等、地域連携意識の醸成に資するための事業。
- (3) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業。
- (4) 自然災害防止施設等、地域の防災に資するための事業。
- (5) 民生施設、環境保全施設等、住民の生活福祉の向上に資するための事業。
- (6) 共同研修施設等、市町村職員の資質の向上に資するための事業。
- (7) 地域住民の生活基盤の整備に資するための事業。
- (8) その他、特に理事長が必要と認める事業。

## 公益財団法人和歌山県市町村振興協会基金貸付細則

### (趣旨)

**第1条** この細則は、公益財団法人和歌山県市町村振興協会（以下「この法人」という。）基金積立運用規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、市町村に対して基金の資金（以下「資金」という。）を貸し付ける場合の貸付条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

### (貸付の要件)

**第2条** 資金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること
- (2) 事業計画が適切であること
- (3) 財務の経理が明確であること

### (貸付の方法)

**第3条** 資金の貸付方法は、証書貸付によるものとする。

### (貸付利率)

**第4条** 貸付利率は、長期貸付、短期貸付いずれも貸付日における財政融資資金貸付金利を基準として、理事長が定めた利率とする。ただし、当分の間、貸付利率は、年0.1%以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害救助法の適用を受けた市町村に対する短期貸付は、無利子とする。

### (貸付の条件)

**第5条** 資金の貸付は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 償還期限は、長期貸付にあつては、12年以内（うち据置期間2年以内）または20年以内（うち据置期間3年以内）とし、短期貸付にあつては、同一会計年度内とする。
- (2) 長期貸付の元金の償還及び利息の支払いは、半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その支払期日は毎年9月20日及び3月20日（金融機関の休日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日）とする。  
元金据置期間中の利息は半年賦計算とする。ただし、第1回の利息については、資金の貸付日の翌日から支払期日までの期間について日割計算とする。
- (3) 短期貸付の元金の償還方法は、一括弁済によるものとする。利息は資金貸付の日の翌日から元金の償還の日までの期間について日割計算とする。
- (4) 延滞利息は、延滞元利金に付き年10パーセントとする。

### (借入の申込み)

**第6条** 資金の貸付を受けようとする市町村は、少なくとも借入予定日の20日前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号または様式第3号）
- (2) 事業概要調書（様式第2号または様式第4号）
- (3) 長期貸付にあっては、起債届出書、起債協議同意書、起債許可書のいずれかの写し。
- (4) 短期貸付にあっては、一時借入金現在額調書（様式5号）

2 前項に定めるもののほか、この法人は、当該市町村に対し必要な書類の提出を求めることがある。

### (貸付の決定)

**第7条** この法人は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村に対しては、借用証書（様式第6号または様式第7号）の提出を求め、または貸付を行わないことに決定した市町村に対しては、その旨を通知するものとする。

### (貸付及び償還の実行)

**第8条** 市町村は、前条の借用証書を直ちに協会に提出するものとし、この法人は、これと引き換えに資金を送付するものとする。

2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付にあっては、償還年次表（様式第8号）を当該市町村に送付するものとする。

3 この法人は、元利金の振込期日の20日までに元利金払込通知書（様式第9号）を当該市町村に送付するものとする。

4 前項に定める元利金払込通知書の送付を受けた市町村は、同通知書に記載された払込期日までに、指定された金融機関に元利金を払い込むものとする。

### (繰上償還)

**第9条** 資金の貸付を受けた市町村が、貸付金を目的以外の用途に使用した場合にあっては、この法人は、当該市町村に対して貸付金の全部または一部を繰上償還させることができる。

2 この法人は、前項の定めにより繰上償還させようとする日を定め、その10日前までに当該市町村に対し繰上償還通知書（様式第10号）を送付するものとする。

3 第1項の場合を除くほか、貸付金の全部または一部を繰上償還しようとするときは、繰上償還申請書（様式第11号）をこの法人に提出するものとする。

4 この法人は、前項の規定により市町村から提出を受けた繰上償還申請書を審査のうえ、適当であると認めた市町村に対しては、繰上償還させようとする日を定め、その10日前までに繰上償還通知書を送付するものとする。

- 5 第2項または前項に定める繰上償還通知書の送付を受けた市町村は、同通知書に記載された払込期日に、指定された金融機関に元利金を払い込むものとする。

#### (延滞利息の支払)

**第10条** 償還元利金（繰上償還元利金を含む。）の全部または一部を払込期日まで指定された金融機関へ払い込まなかった市町村は、その延滞金額に対し、その翌日から払込のあった日までの第5条第4号に定める延滞利息を払い込むものとする。

#### (債務の承継)

**第11条** 地方自治法第7条の規定に基づき、当該市町村が現に保有していた貸付金に係る債務を承継した市町村は、遅滞なく債務承継報告書（様式第12号）をこの法人に提出するものとする。

- 2 前項に規定する場合を除くほか、貸付を受けた市町村が他の市町村に当該貸付金にかかる債務の全部または一部を承継させようとするときは、当該債務を負担することとなる市町村との連署により、あらかじめ債務承継承認申請書（様式第13号）をこの法人に提出し、承認を受けるものとする。

- 3 この法人は、前項の規定により提出を受けた債務承継承認申請書を審査し、支障ないと認めたときは、当該市町村に対し、債務承継承認書を送付するものとする。

#### (補則)

**第12条** この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は理事長が定める。

#### 附 則

この細則は、公益財団法人和歌山県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成25年2月26日から施行する。

#### 附 則

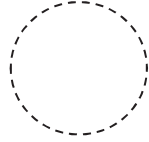
この細則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。



受付日付印



様式第1号

※ 年度 長期第 号

## 長期貸付借入申込書

1. 借入金額 金 円也
2. 資金の用途 (別紙概要調書のとおり。)
3. 利率 年 パーセント
4. 借入希望期日 年 月 日
5. 元利金の支払方法及び期日 年据置 年半年賦元金均等償還とし、貴協会が示す償還年次表のとおり償還します。
6. 資金の交付を受ける銀行等の店舗 (口座名) 店 (口座番号)

捨印

口座名義人住所

口座名義人氏名

上記のとおり、貴協会から資金の借入れをしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

市町村名

市町村長

氏 名

印

公益財団法人・和歌山県市町村振興協会

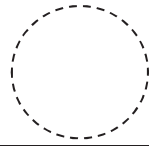
理事長 様

- (注) 1. ※印は記入しないでください。  
2. 借入金額は、算用数字(1. 2. 3……)で記入してください。  
3. 「6. 資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。  
4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。  
5. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

長期貸付事業概要調書

団体名	連絡先		(担当課係名)		課		係 (担当者氏名)		(電話番号)
	借入申込額	借入希望日	金額	年月日	事業名	施行場所	施行場所		
全体事業計画 起工 年度 完成 年度	事業内容	規模・構造等	千円	前年度以前 実 施 済	千円	本事業の必要性 及び事業効果			
		本年度施行		本年度以降 計 画					
		計							
		工事進ちよく率 %							
本年度の工事 等の施工状況	事業内容	実施計画額	千円	実施済額	千円	本事業施行に 必要な各種手続き の 進 行 状 況		着工 年 月 日 完成 年 月 日	
		地方債	千円						
同上の財源内訳	事業内容	協会資金	千円						
		その他							
		国・県補助金							
		その他							
		計							

受付日付印



様式第3号

※

年度 短期第

号

## 短期貸付借入申込書

1. 借入金額 金 円也
2. 資金の用途 (別紙概要調書のとおり。)
3. 利率 年 パーセント
4. 借入希望年月日 年 月 日
5. 償還予定期日 年 月 日
6. 利息支払方法及び期日 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に応じ支払います。
7. 資金の交付を受ける銀行等の店舗 (口座名) 店 (口座番号)
- 口座名義人住所
- 口座名義人氏名

捨印

上記のとおり、貴協会から資金の借入れをしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

市町村名

市町村長  
氏 名

印

公益財団法人・和歌山県市町村振興協会  
理事長 様

- (注)
- ※印は記入しないでください。
  - 借入金額は、算用数字(1. 2. 3……)で記入してください。
  - 「6. 資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。
  - 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
  - 枠外の捨印は、必ず押印してください。

様式第4号

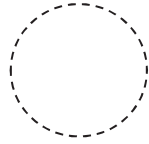
短期貸付事業概要調書

※ 年度 短期第 号

団体名	連絡先 (担当課係名)	課 (担当者氏名)	(電話番号)		
借入申込額 千円	借入希望日	年 月 日	償還予定期日	年 月 日	
資金を必要とする理由					
予算に定めた一時借入金の最高額 A	千円	一時借入金現在額 B	千円	A-B	千円



受付日付印



様式第6号

※ 年度 長期第 号

# 長期貸付借用証書

金額 \_\_\_\_\_ 円

上記の金額を、次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

1. 資金の用途

2. 利率 年 パーセント

3. 償還期限 年 月 日

4. 据置期限 年 月 日

5. 償還方法 半年賦元金均等償還とし、貴協会の償還年次表により償還します。

6. 元利償還金の支払期日 毎年 前期分9月20日、後期分3月20日

7. 償還金支払場所 貴協会指定の金融機関

年 月 日

市町村名

市町村長

氏 名

⑩

公益財団法人・和歌山県市町村振興協会  
理事長 様

捨印

- (注) 1. ※印は記入しないでください。  
 2. 金額は、算用数字(1. 2. 3……)で記入してください。  
 3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。  
 4. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

# 特 約 条 項

## 1. 利息の計算

利息は借入の翌日から計算するものとする。

## 2. 繰上償還

- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は、一部を繰上償還することができるものとする。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は、一部を繰上償還させることができるものとする。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は、協会が指定するものとする。

## 3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込みを遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで、年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

## 4. 債務の承継

借入団体は、借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

## 5. 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に、次の各号に該当する場合、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合。
- (2) 廃置分合、境界変更又は、解散により借入金の債務の承継が生じた場合。
- (3) 借入金を財源として施行する予定の、または施工中の、もしくは施行した事業を中止し、廃止し、または計画を変更した場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合。

## 6. 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は、保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

## 7. その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

受付日付印



様式第7号

※ 年度 短期第 号

# 短期貸付借用証書

金額 \_\_\_\_\_ 円

上記の金額を、次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

1. 資金の用途
2. 利率 年 パーセント
3. 償還期限 年 月 日
4. 利息の支払期日 元金の償還の日
5. 償還金支払場所 貴協会指定の金融機関

年 月 日

市町村名

市町村長  
氏 名

印

捨印

公益財団法人・和歌山県市町村振興協会  
理事長 様

- (注) 1. ※印は記入しないでください。  
 2. 金額は、算用数字(1. 2. 3……)で記入してください。  
 3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。  
 4. 枠外の捨印は、必ず押印してください。



# 特 約 条 項

## 1. 利息の計算

利息は借入の翌日から計算するものとする。

## 2. 繰上償還

- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は、一部を繰上償還することができるものとする。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は、一部を繰上償還させることができるものとする。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は、協会が指定するものとする。

## 3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込みを遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで、年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

## 4. 債務の承継

借入団体は、借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

## 5. 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に、次の各号に該当する場合、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合。
- (2) 廃置分合、境界変更又は、解散により借入金の債務の承継が生じた場合。
- (3) 借入金を財源として施行する予定の、または施工中の、もしくは施行した事業を中止し、廃止し、または計画を変更した場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合。

## 6. 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は、保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

## 7. その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。





# 繰上償還通知書

## 様式第10号

繰上償還決定額		円
事業名		
貸付年月日	年	月 日
貸付額		円
未償還元金		円
繰上償還元金		円
貸付残額		円
払込期日	年	月 日
繰上償還方法	別添「元利金払込通知書」のとおり。	
繰上償還の理由		

公益財団法人・和歌山県市町村振興協会基金貸付細則第9条第 項による繰上償還が上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人和歌山県市町村振興協会

理事長



市町村名

市町村長氏名

様

# 繰上償還申請書

## 様式第11号

繰上償還希望額		円
事業名		
借入年月日	年	月 日
当初借入額		円
未償還額		円
今回繰上償還額		円
差引借入残額		円
繰上償還希望期日	年	月 日
繰上償還の理由		

上記のとおり繰上償還いたしたいので申請します。

年 月 日

市 町 村 名

市町村長氏名



公益財団法人和歌山県市町村振興協会

理事長

様

# 債務承継報告書

## 様式第12号

	当初借入団体	承継団体
団体名		
資金の年度区分	年度	年度
資金の用途		
借入年月日	年 月 日	年 月 日
当初借入額	円	円
現在額	円	円
債務承継額	円	円
債務承継年月日	年 月 日	年 月 日
債務承継の理由		

上記のとおり債務承継したので報告します。

年 月 日

市 町 村 名

市町村長氏名

印

公益財団法人・和歌山県市町村振興協会

理事長

様

# 債務承継承認申請書

## 様式第13号

	当初借入団体	承継団体
団体名		
資金の年度区分	年度	年度
資金の用途		
借入年月日	年 月 日	年 月 日
当初借入額	円	円
現在額	円	円
債務承継額	円	円
債務承継年月日	年 月 日	年 月 日
債務承継の理由		

上記のとおり債務承継したいので承認されたく申請します。

年 月 日

当初借入市町村名

市町村長氏名

印

債務承継市町村名

市町村長氏名

印

公益財団法人・和歌山県市町村振興協会

理事長

様